

## 第15回審議会（10月28日）の主な議論の整理

### 1. 介護事業経営実態調査など介護報酬見直しの基礎データに関する議論

- ・ 実態調査の結果をどう介護報酬見直しに反映させるかのルールが必要。
- ・ 介護報酬見直しに当たっては、営利法人等の実態調査結果データをベースとして考えるべき。
- ・ 地域によっては、利用者数が少なく、非効率であっても事業をしなければならないところもある。
- ・ 将来利用者が増加すれば事業者の収益は好転するのではないか。
- ・ 賃金や物価などの経済指標を踏まえる必要がある。
- ・ 事業者のみならず国や保険者の財政状況に関するデータが必要。

### 2. 訪問介護に関する議論

- ・ 生活支援（仮称）の名称を再検討すべき。
- ・ 家事援助の定義を見直すべき。
- ・ 訪問介護の報酬は要介護度別とすることを検討すべき。
- ・ サービス提供責任者について報酬上適正に評価すべき。
- ・ 介護タクシーによる保険対象範囲を明らかにすべき。
- ・ 非常勤職員の勤務実態を明らかにすべき。

### 3. 居宅介護支援に関する議論

- ・ 担当利用者数の適正規模を考慮し報酬を引き上げるべき。
- ・ アセスメント等やるべきことを行っていない場合は減算すべき。
- ・ 多種類サービスのケアプランについては加算すべき。
- ・ ケアマネジャーのやるべき業務を明確にすべき。
- ・ ケアマネジメントリーダーは中立的な役割を担えるところに配置すべき。
- ・ ケアマネジャーの受験資格を緩和すべき。

### 4. 通所リハビリテーションに関する議論

- ・ 通所介護においても個別リハビリテーションを導入すべき。
- ・ 個別リハビリテーションの有効性を示すデータが必要。

## 5. その他介護サービスの在り方に関する議論

- ・ 介護予防サービスを充実すべき。
- ・ 在宅における痴呆介護について研修等を充実させるべき。
- ・ 通所施設や短期入所施設における医療ニーズへの対応、福祉施設における医療処置やターミナルケアの充実、人員配置の見直しが必要。
- ・ 医療関連行為はあくまで医療専門職が担うべき。
- ・ 口腔ケアをケアプランに組み込むことが要介護度の改善にもつながる。
- ・ 介護福祉士等の資格保有者の処遇のあり方を考えるべき。
- ・ 医療・介護を担う訪問看護サービスの拡充を図るべき。

## 6. 制度等に関する議論

- ・ 給付対象や被保険者を拡大すべき。
- ・ 低所得者対策を充実させるべき。
- ・ 施設と在宅の負担と給付の見直しが必要。
- ・ 施設と在宅の間の第三のカテゴリーを考えるべき。
- ・ 新型特別養護老人ホームやグループホームの制度上の位置づけを明らかにすべき。
- ・ 療養病床は期限を切って介護保険制度の対象外としていくべき。
- ・ 第三者評価を全サービスについて制度化すべき。
- ・ 事業所の指定にあたっては保険者を関与させるべき。
- ・ 保険料水準に上限を設けるべき。
- ・ 要介護認定の有効期間を延長すべき。
- ・ 事業者が要介護認定の申請代行を行うのは適当でない。
- ・ 成年後見制度が利用者にとって使いやすくなるよう見直すべき。

## 制度等に関して介護給付費分科会で指摘のあった事項

意 見 の 内 容	委 員 名
<p>1. 制度体系のあり方</p> <p>(1) 被保険者・利用者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者の拡大 (20歳以上)</li> <li>・ 障害者への適用の検討</li> </ul> <p>(2) 保険財政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調整交付金 (給付費5%相当分) の外枠化 (国が負担する25%相当分とは別途の財源として確保)</li> <li>・ 財政安定化基金の財源の取扱い (国及び都道府県の負担とする)</li> <li>・ 財政安定化基金からの貸付金の償還期間の延長</li> <li>・ 住所地特例の拡大 (グループホーム等)</li> </ul> <p>(3) 保険料・利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の区分のあり方 (世帯の負担能力を考慮した所得段階別区分の見直し)</li> <li>・ 保険料特別徴収範囲の拡大 (すべての年金から特別徴収を可能とすべき)</li> <li>・ 低所得者対策のあり方</li> <li>・ 高齢者の預貯金・資産からの介護保険利用料の引き当て</li> </ul>	<p>樋口 (第14回提出資料)</p> <p>樋口 (第14回提出資料)</p> <p>喜多 (第14回提出資料) 山本 (第9回提出資料) 堀江 (第14回)</p> <p>喜多 (第14回提出資料) 山本 (第9回提出資料)</p> <p>山本 (第9回提出資料)</p> <p>中村 (第6回) 堀江 (第6回) 山本 (第9回提出資料) 山口 (第14回)</p> <p>喜多 (第14回提出資料)</p> <p>喜多 (第14回提出資料) 山本 (第9回提出資料)</p> <p>村上 (第12回) 喜多 (第14回提出資料)</p> <p>樋口 (第14回提出資料)</p>

(4) 保険給付の範囲	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族介護についての現金給付の制度化を含めた支援策の充実</li> </ul>	山本 (第9回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移送サービス、配食サービスを介護保険の給付対象とすることの是非</li> </ul>	山崎 (第2回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険と介護保険の自己負担高額化への対応</li> </ul>	青柳 (第14回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 要介護度が高い者について引き上げ</li> <li>- 現状維持</li> </ul> </li> </ul>	樋口 (第14回提出資料) 喜多 (第5回) 橋本 (第5回) 矢野 (第5回) 山本 (第5回)
(5) 保険者機能等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養病床等の施設・事業者指定に際しての保険者の関与</li> </ul>	山本 (第9回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事業を行う社会福祉法人のあり方</li> </ul>	中村 (第14回)
2. 要介護認定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定有効期間の延長</li> </ul>	堀江 (第14回) 山本 (第14回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定区分について <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現行区分 (要支援及び要介護1～5) の簡素化</li> <li>- 現行区分の維持</li> </ul> </li> </ul>	青柳 (第14回提出資料) 井形 (第14回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定審査方法の改善</li> </ul>	青柳 (第14回提出資料) 山本 (第14回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次判定の方法論の確立</li> </ul>	青柳 (第14回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主治医への認定結果の報告</li> </ul>	青柳 (第14回提出資料)
3. 居宅サービス関係	
(1) ケアマネジメント関係	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジャーの裁量権の拡大</li> </ul>	山本 (第3回)

<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーが事業者のサービス内容に意見が言える仕組み</li> </ul>	見坊 (第3回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントの本来業務と給付管理業務の分離</li> </ul>	橋本 (第14回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーの独立性、中立性の確保</li> </ul>	樋口 (第14回提出資料) 村上 (第3回) 見坊 (第3回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーの受験資格に在宅介護体験を算入</li> </ul>	樋口 (第14回提出資料)
<b>(2) 介護専門職関係</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護員について、実務経験を評価した3級ヘルパーから2級ヘルパーへの進級</li> </ul>	堀江 (第9回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパーに対するサポート (苦情・相談窓口等の充実)</li> </ul>	樋口 (第14回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパー業務における医療関連行為の位置づけ</li> </ul>	田中 (雅) (第2回) 樋口 (第14回提出資料) 中村 (第14回)
<b>(3) その他</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>同居家族への訪問介護に係る要件の緩和</li> </ul>	山本 (第9回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護の時間あたりサービス内容の標準化</li> </ul>	樋口 (第14回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの事業計画に沿った整備</li> </ul>	山口 (第14回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護と通所リハビリテーションの一本化</li> </ul>	橋本 (第14回)
<b>4. 施設サービス関係</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床の介護保険制度における位置づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>- 介護保険の対象外とすべき</li> <li>- 現行制度を基本とすべき</li> </ul> </li> </ul>	山本 (第9回提出資料) 下村 (第4回) 木下 (第11回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設給付と在宅給付の支給限度額の一元化</li> </ul>	喜多 (第9回提出資料)
<ul style="list-style-type: none"> <li>3施設の機能分化</li> </ul>	青柳 (第14回提出資料)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来形態の特養（個室・ユニットケア型以外）からの居住費徴収 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 徴収すべき</li> <li>- 徴収すべきでない</li> </ul> </li> </ul>	<p>橋本（第14回） 樋口（第3回）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養以外の介護保険施設への全室個室・ユニットケア型施設導入の是非</li> </ul>	<p>下村（第10回）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全室個室・ユニットケア型特養の低所得者の負担軽減措置については、報酬を財源とした保険制度内での対応を行うべきではない</li> </ul>	<p>堀江（第10回）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急に施設入所等が必要となった場合の対応システムの確立</li> </ul>	<p>樋口（第14回提出資料）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養における移行時積立金の使途</li> </ul>	<p>中村（第14回）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養の会計基準についての老健・介護療養型との整合性</li> </ul>	<p>中村（第14回）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設職員の資格要件の創設</li> </ul>	<p>樋口（第14回提出資料） 田中（雅）（第14回提出資料）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住費設定に際しての第三者の関与</li> </ul>	<p>樋口（第14回提出資料）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ医と施設との連携の支援</li> </ul>	<p>青柳（第14回提出資料）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者用居住施設の位置づけの整理と行政関与</li> </ul>	<p>樋口（第14回提出資料）</p>
<p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度見直し時期と介護報酬改定時期、診療報酬改定時期の関係</li> </ul>	<p>青柳（第14回提出資料）</p>